

❀子ども医療費助成の現金給付について❀

マイナ保険証（資格確認書等）を提示したが

- 医療証を持っていなかった
- 医療証が使えなかった
（領収証の負担率は、20%または30%）
- 入院時に食事療養標準負担額がかかった

• マイナ保険証（資格確認書等）を提示せずに受診した
（医療費を100%負担した）

- 海外で受診した
- 補装具を購入した
- 高額療養費に該当する

区へ申請する前に加入している健康保険組合等に申請し、保護者負担分の支給決定を受けてください。

（中央区国民健康保険の場合は、保険年金課で申請してください。）

※領収書をコピーし、保存しておいてください。

申請に必要なもの

- 申請者の本人確認書類
- お子さんのマイナ保険証（資格確認書等）
- 医療証
- 領収書（受診者名、領収金額、診療年月日、医療機関名、領収印等のある原本）
- 医療証の保護者名義の銀行等の口座番号がわかるもの（通帳・カードなど）
- 委任状（医療証の保護者以外の方が代理で手続きをする場合は必要です）

申請に必要なもの

- 申請者の本人確認書類
- お子さんのマイナ保険証（資格確認書等）
- 医療証
- 領収書のコピー
- 医療証の保護者名義の銀行等の口座番号がわかるもの（通帳・カードなど）
- 健康保険組合から届いた確定通知書（保険給付金支給決定通知書）
- 委任状（医療証の保護者以外の方が代理で手続きをする場合は必要です）

★医療証を持たずに都内の医療機関で受診した場合、自己負担分をお一旦お支払いいただく必要がありますが、後日、マイナ保険証（資格確認書等）と医療証を医療機関に提示すると返金される場合もあります。